

野洲市余熱利用施設整備運営事業

実施方針

平成 29 年 8 月

野 洲 市

目 次

1. 特定事業の選定に関する事項	1
1-1 事業内容に関する事項	1
(1) 事業名称	1
(2) 本事業の目的	1
(3) 本事業の概要	1
(4) 事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	1
(5) 公共施設等の管理者等の名称	2
(6) 本事業の基本理念	2
(7) 事業方式	2
(8) 事業期間	2
(9) 事業期間終了時の措置	3
(10) 本事業の対象範囲	3
(11) 事業者の収入	4
(12) 建物及び土地の使用料の負担	5
(13) 光熱水費の負担	5
(14) 事業スケジュール（予定）	6
(15) 本事業の実施に関する協定等	6
(16) 遵守すべき法制度等	6
1-2 特定事業の選定に関する事項	6
(1) 基本的考え方	6
(2) 評価方法	7
(3) 選定結果の公表	7
2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項	8
2-1 募集及び選定方法	8
2-2 募集及び選定の手順	8
(1) 募集及び選定スケジュール	8
(2) 事業者の募集手続等	8
(3) 落札者の決定及び公表	9
(4) 落札者を決定しない場合	9
2-3 入札参加者の備えるべき参加資格要件	9
(1) 入札参加者の構成等	9
(2) 業務実施企業の参加資格要件	10
(3) 入札参加者及び協力企業の制限	11

(4) 特別目的会社の設立等	13
(5) 参加資格要件の確認基準日	13
(6) 野洲市入札参加資格者名簿の追加登録	13
(7) 入札参加者及び協力企業の変更	14
2-4 提案書類の取扱い	14
(1) 著作権	14
(2) 特許権等	14
2-5 審査及び選定に関する事項	14
(1) 提案等の審査	14
(2) 選定委員会の設置	15
3. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	16
3-1 責任分担に関する基本的な考え方	16
3-2 予想されるリスクと責任分担	16
3-3 リスクが顕在化した場合の費用負担の方法	16
3-4 本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング	16
(1) モニタリングの実施	16
4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	18
4-1 立地に関する事項	18
4-2 施設要件	19
(1) 基本的考え方	19
5. 事業計画等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 ..	20
6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	20
6-1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	20
6-2 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置	20
6-3 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置	20
6-4 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合の措置	20
6-5 金融機関と本市の協議（直接協定）	21

7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	21
7-1 法制上の措置	21
7-2 税制上の措置	21
7-3 財政上及び金融上の支援	21
8. その他特定事業の実施に関し必要な事項	22
8-1 本事業において使用する言語	22
8-2 議会の議決	22
8-3 入札に伴う費用負担	22
8-4 実施方針に関する説明会及び質問・意見の受付等	22
(1) 実施方針に関する質問及び意見の受付	22
(2) 実施方針に関する質問及び意見への回答	22
(3) 実施方針に関する説明会等	22
(4) 実施方針に関する個別対話	23
(5) 情報公開及び情報提供	23
8-5 実施方針に関する問合せ先	23

資料 1 リスク分担表

様式 1 実施方針等に関する質問及び意見書

1. 特定事業の選定に関する事項

1-1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

野洲市余熱利用施設整備運営事業（以下、「本事業」という。）

(2) 本事業の目的

野洲市（以下「本市」という。）では、環境負荷の少ないエネルギー利用を推進し、かつ、適正なごみ処理を確保することによって、循環型社会の実現を目指している。

新野洲クリーンセンターの整備に伴い、熱回収施設でごみ焼却の際に発生する熱エネルギー（回収率 12.59%・熱量 2.2GJ/h）を有効活用し還元するため、余熱を温水等として利用する余熱利用施設の整備を検討している。この施設は、旧野洲クリーンセンター跡地利用の中心施設として、市民の健康の保持・増進と交流を図り、また、広く利用対象者を求めることとして地域活性化機能も取り入れ、周辺の里山等も含めた地域資源を活用した施設として整備するものである。

(3) 本事業の概要

本事業は、落札者が設立した特別目的会社（以下「事業者」という。）が（仮称）野洲市余熱利用施設の整備・運営を行うこととする。

また、この（仮称）野洲市余熱利用施設を整備するため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）を適用することにより効率的かつ効果的な事業実施を図ることを目指すものである。なお、本事業における施設整備の骨格が示されている「野洲市余熱利用施設整備基本計画」（平成 29 年 3 月策定）を踏まえた整備とするものである。

(4) 事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

1) 名称

（仮称）野洲市余熱利用施設（以下、「本施設」という。）

2) 種類

名称	施設区分		機能
（仮称） 野洲市余熱利用施設	本施設	必須施設	温水プール 温浴施設 特産物販売施設
		提案施設 （設置を義務付ける ものではない）	必須施設との連携・相乗効果が見込める施設

(5) 公共施設等の管理者等の名称

野洲市長 山仲 善彰

(6) 本事業の基本理念

本事業は、「余熱エネルギーを活用した野洲市の元気と健康を創出する持続可能な活性化拠点」をコンセプトに、以下に示す基本理念を十分に踏まえて実施するものとする。

- ① 周辺の里山等と一体となり、恵まれた自然・環境のもとで熱回収により生じた余熱エネルギー（温水）を有効利用し、子どもから高齢者まで誰もが元気と健康づくりを体感できる場を提供する。
- ② 周辺の里山や琵琶湖の眺望等を活かし、「いやし」・「ふれあい」・「すこやか」を体感できるリラクゼーションを創出することで、子どもから高齢者まで誰もが交流（コミュニケーション）しやすい場を提供する。
- ③ 本施設を他の類似施設と差別化した特徴ある目的化施設とするため、元気と健康を創出するのに最も効果を期待でき、集客効率の良い「幼児や子ども等」をターゲットとした一貫した健康施設整備を目指す。
- ④ 健康づくりのための運動施設を整備するとともに、子育てを支援できる減農薬や無農薬等をテーマとした良質な農産物、加工品及び食事の提供や食育教育に取り組む。
- ⑤ 地産地消の推進や観光案内や産業を支援できるアンテナショップとして地域特産品の物販や情報提供を行うとともに、新たなアイデアを活かした取り組みへのチャレンジやイベントなど様々な形で市民が参加できる場を提供する。

(7) 事業方式

本事業は、PFI法第14条第1項に基づき、本施設の管理者等である本市が、事業者と締結する本事業に係る契約（以下「事業契約」という。）に従い、事業者が本施設の設計及び建設等の業務を行い、本市に所有権を設定した後、事業契約により締結された契約書（以下「事業契約書」という。）に定める事業期間が終了するまでの間、維持管理及び運営業務を遂行する方式（BTO: Build Transfer Operate）により実施する。

(8) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日より平成54年3月31日までとする。

(9) 事業期間終了時の措置

事業期間の終了時、事業者は、本施設から速やかに退去する。

なお、事業者は、事業契約期間満了後に本市が本施設について継続的に維持管理及び運営業務を行うことができるように、事業契約期間満了日の約 2 年前から本施設の維持管理及び運営業務に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他の関係資料を本市に提供する等、事業の引き継ぎに必要な協議・協力を行うこと（事業契約期間満了以外の事由による事業終了時の対応については、事業契約書において示す。）。

ただし、経済合理性を考慮し、事業終了後の本施設の維持管理及び運営業務について、必要に応じ事業者と協議する場合がある。

(10) 本事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、以下のとおりとする。

ア 設計業務

- ① 事前調査業務（必要に応じて現況測量、地盤調査、土壌調査等）
- ② 設計業務
- ③ 本事業に伴う各種申請等の業務
- ④ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

イ 建設・工事監理業務

- ① 建設業務（余熱利用設備及び余熱利用管設置工事等含む）
- ② 既存野洲市体育センター解体・撤去業務
- ③ 什器・備品等の調達及び設置業務
- ④ 工事監理業務
- ⑤ 近隣対応・対策業務
- ⑥ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

ウ 維持管理業務

- ① 建築物保守管理業務
 - ② 建築設備保守管理業務
 - ③ 什器・備品等保守管理業務
 - ④ 外構等維持管理業務
 - ⑤ 環境衛生・清掃業務
 - ⑥ 警備保安業務
 - ⑦ 修繕業務（年間一定額の範囲での経常修繕）（※）
 - ⑧ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務
- ※ 建築物、建築設備に係る大規模修繕は、本市が直接行うこととし、事業者の

業務対象範囲外とする。ここでいう大規模修繕とは、建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう（「建築物修繕措置判定手法（(旧)建設大臣官房官庁営繕部監修）」（平成5年版）の記述に準ずる。）。

エ 運營業務

- ① 温水プール運營業務
- ② 温浴施設運營業務
- ③ 特産物販売施設運營業務
- ④ 総合管理業務
- ⑤ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(11) 事業者の収入

1) 本市からのサービスの対価

本市は、本施設の引き渡し後、本施設の設計及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価について、事業契約書に定める額を、事業者に対し、事業期間終了時までの間、定期的に支払う。

また、本施設の維持管理及び運營業務に係るサービスの対価について、事業者の提案金額を基に決定した金額（利用料収入によって賄えない部分）で、事業契約書に定める額を、事業者に対し、事業期間終了時までの間、定期的に支払う。

2) 本施設利用者から得る収入

本施設において、実施する業務に係る売上等は、事業者の収入とすることができる。

また、本市は、事業者を指定管理者に指定することで、地方自治法第244条の2の規定により、指定管理者に公の施設の利用に係る料金（以下「利用料」という。）を収入として収受させることができる「利用料金制度」を導入する。これにより、事業者は、公の施設の利用者からの利用料を収入とすることができる。

ア 利用料収入

事業者は、本施設について、事業者が本市の承認を受けて定める額の利用料を徴収し、収入とすることができる。

イ 自主事業（各種教室等）に係る収入

事業者は、本施設を利用して実施する自主事業（各種教室等）を、独立採算事業として、本施設の運営・維持管理に支障のない範囲で実施することができる。

ウ 自主事業（物品等の販売）に係る収入

事業者は、物品等の販売による売上げを収入とすることができる。

(12) 建物及び土地の使用料の負担

本市は、事業者から本施設に係る建物及び土地の使用料は徴収しないものとする。

(13) 光熱水費の負担

事業者は、本施設の維持管理・運営に必要な範囲において、クリーンセンターから供給される余熱を無償で使用することができる。また、本施設の維持管理及び運營業務の実施に係る光熱水費は、本施設の維持管理及び運營業務に係るサービスの対価に含め、本市が事業期間終了時までの間、定期的に支払う。なお、当該光熱水費は、業務の効率化や省エネ技術の導入等により削減されることを前提に提案されるものとする。

(14) 事業スケジュール（予定）

事業契約締結	平成 30 年 6 月
事業期間	事業契約締結日～平成 54 年 3 月末日
設計・建設期間	事業契約締結日～平成 32 年 2 月末日 ※既存野洲市体育センター解体撤去：平成 31 年 4 月以降
開業準備期間	本施設引渡し日～平成 32 年 3 月 31 日（概ね 1 ヶ月程度）
維持管理期間	本施設引渡し日～平成 54 年 3 月末日
運営開始日	平成 32 年 4 月中
運営期間	運営開始日～平成 54 年 3 月末日

(15) 本事業の実施に関する協定等

本市は、PFI 法に定める手続に従い本事業を実施するため、以下の協定等を締結する。なお、詳細については入札公告時に示す。

1) 基本協定

本市は、落札者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。

2) 事業契約

本市は、基本協定の定めるところにより、事業者との間で、本事業を実施するために必要な一切の事項を定めた仮事業契約（事業契約書、要求水準書及び事業者が提案した事業内容をその内容として含む。）を締結し、野洲市議会の議決を経た後に、本契約を締結する。事業者は、当該事業契約に基づいて本事業を実施するものとする。

(16) 遵守すべき法制度等

事業者は、本事業の実施に当たり必要とされる関係法令（関連する施行令、施行規則、条例等を含む。）等を遵守しなければならない。

1-2 特定事業の選定に関する事項

(1) 基本的考え方

本市は、PFI 法、PFI 基本方針及び「VFM（Value for Money）に関するガイドライン」（平成 26 年 6 月 16 日改定）等を踏まえ、本事業を PFI 手法により実施することにより、サービスが同一の水準にある場合においては、従来の手法により実施した場合と比較して、事業期間全体を通じた本市の財政負担の縮減が期待できる場合、又は、財政負担が同一の水準である場合においては、サービスの水準の向上が期待できる場合に、PFI 法第 7 条に基づく特定事業として選定する。

(2) 評価方法

本市の財政負担見込額の算定に当たっては、事業者からの税収その他の収入等を適切に調整したうえで、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

本市が提供を受けるサービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

(3) 選定結果の公表

前号に基づいて本事業を特定事業と選定した場合は、その結果を、評価の内容と合わせ、本市ホームページにおいて公告その他の手続きをもって速やかに公表する。また、事業の実施可能性についての客観的な評価に基づき、特定事業としての選定を行わないこととした場合にも、同様に公表する。

2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

2-1 募集及び選定方法

本事業では、施設整備、維持管理及び運営の各業務において、事業者による効率的・効果的なサービスの提供を求めることから、事業者の選定に当たっては、民間のノウハウや創意工夫を総合的に評価して選定することが必要である。従って、事業者の選定方法は、サービスの対価の額に加え、施設整備に関する能力、維持管理に関する能力、運営に関する能力及び事業の継続性・安定性等を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式による一般競争入札により行うものとする。

2-2 募集及び選定の手順

(1) 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日 程	内 容
平成 29 年 10 月上旬	入札公告、入札説明書、要求水準書等の公表
平成 29 年 10 月上旬	入札説明書等に関する説明会の開催
平成 29 年 10 月中旬	入札説明書等に関する個別対話
平成 29 年 10 月下旬	入札説明書等に関する第 1 回質問受付締切
平成 29 年 11 月中旬	入札説明書等に関する第 1 回質問・回答の公表
平成 29 年 11 月下旬	入札説明書等に関する第 2 回質問受付締切
平成 29 年 12 月中旬	入札説明書等に関する第 2 回質問・回答の公表
平成 29 年 12 月下旬	参加表明書、資格審査書類の受付締切
平成 30 年 2 月上旬	入札及び提案に係る書類の受付締切
平成 30 年 3 月下旬	落札者の決定及び公表
平成 30 年 4 月下旬	基本協定の締結
平成 30 年 5 月中旬	仮事業契約の締結
平成 30 年 6 月下旬	市議会の議決

(2) 事業者の募集手続等

1) 入札公告及び入札説明書等に関する説明会の開催

本市は、特定事業の選定を踏まえ、平成 29 年 10 月上旬頃に、入札の公告を行い、入札説明書等を本市ホームページ上で公表するとともに、その説明会を開催する。

2) 入札説明書等に関する個別対話

入札説明書等に関する個別対話を、平成 29 年 10 月中旬に、実施予定である。
実施内容の詳細については、入札説明書等において示す。

3) 入札説明書等に関する質問の受付及び回答

入札説明書等に関する質問を、次のとおり受け付ける。

- ① 受付期間：入札説明書等公表の日から 11 月下旬頃まで
- ② 受付方法：8-5 に記載の問い合わせ先に、原則 E メールにより提出すること。
質問への回答の公表方法については、入札説明書等において示す。

4) 参加表明書及び資格審査書類の受付

本事業への参加表明書及び資格審査書類を平成 29 年 12 月下旬に受け付ける。

5) 入札及び提案に係る書類の受付

本事業に関する入札書類及び事業計画等の提案内容を記載した提案書類を平成 30 年 2 月上旬に受け付ける。

入札の場所及び提案に必要な書類は、入札説明書等において提示する。

(3) 落札者の決定及び公表

平成 30 年 3 月下旬頃に落札者を決定し、本市ホームページ上で公表する。

(4) 落札者を決定しない場合

本市は、事業者の募集、審査及び落札者の選定において、入札参加者がいない、あるいはいずれの入札参加者も公的財政負担の縮減等の達成が見込めない等の理由により、本事業を PFI 事業として実施することが適当でないと判断した場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

2-3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

- ① 入札参加者は、複数の企業で構成するグループ（以下「入札参加グループ」という。）とする。入札参加グループは、代表企業（以下「代表企業」という。）を定め、それ以外の企業は構成企業（以下「構成企業」という。）とする。
- ② 代表企業若しくは構成企業が業務に当たらない場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業（以下「協力企業」という。）として、参加表明書において明記すること。また、参加表明書に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続きを行うこと。
- ③ 入札参加者は、入札の結果、落札者として選定された場合は、基本協定の締結後に、代表企業及び構成企業の出資により、会社法に定められる株式会社として設立する事業者に出資を行うものとする。

- ④ 代表企業は、入札参加グループ中最大の出資割合を負担するものとする。
- ⑤ 代表企業及び構成企業以外の者が事業者の出資者になることは可能であるが、全事業期間を通じて、当該出資者の出資割合は出資額全体の 50%未満とする。
- ⑥ 本市は、本市内に本社・支社・支店を置く企業が入札参加グループ又は協力企業として本事業に加わる等、地元経済貢献への配慮を期待している。

(2) 業務実施企業の参加資格要件

代表企業、構成企業及び協力企業のうち設計、建設、工事監理、維持管理、運営の各業務を行う者(事業者からこれらの業務を受託する者を含む。)は、それぞれ a)、b)、c)、d)、e) の要件を満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。

ただし、建設業務を行う者及びその関連企業は、工事監理業務を行うことはできない。関連企業とは、資本金又は人事面において関連がある者をいう。なお、「資本金面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をして、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。

a) 設計業務を行う者

設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、以下に示す a 及び b の要件については、全ての企業がいずれにも該当し、c の要件は、いずれかの設計企業が要件を満たしていればよいものとする。

- a. 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- b. 本市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- c. 平成 19 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に、25m 以上の温水プール施設または延べ面積 1,500 m²以上のスポーツ施設の基本設計業務および実施設計業務を完了した実績を有していること。

b) 建設業務を行う者

建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、以下に示す a 及び b の要件については、全ての企業がいずれにも該当し、c の要件は、いずれかの建設企業が要件を満たしていればよいものとする。

- a. 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
- b. 本市の入札参加資格者名簿に登録されていること。

- c. 平成 19 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に、延べ面積 1,500 m²以上の官公庁が発注した公共施設等の建築工事を完了した実績を有していること。

c) 工事監理業務を行う者

工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、以下に示す a 及び b の要件については、全ての企業がいずれにも該当し、c の要件は、少なくとも 1 社が該当すること。

- a. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- b. 本市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- c. 平成 19 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に、25m 以上の温水プール施設または延べ面積 1,500 m²以上のスポーツ施設の工事監理実績を有していること。

d) 維持管理業務を行う者

維持管理業務を複数の維持管理企業で実施する場合は、以下に示す a の要件については、全ての企業がいずれにも該当し、b の要件は、少なくとも 1 社が該当すること。

- a. 本市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- b. 平成 19 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に、温水プールを含むスポーツ施設についての維持管理業務の実績を有していること。

e) 運営業務を行う者

運営業務を複数の運営企業で実施する場合は、以下に示す a の要件については、全ての企業がいずれにも該当し、b の要件は、少なくとも 1 社が該当すること。

- a. 本市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- b. 平成 19 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に、温水プールを含むスポーツ施設についての運営実績を有すること。

(3) 入札参加者及び協力企業の制限

次のいずれかに該当する者は、入札参加者及び協力企業となることはできない。

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- ② 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- ③ 建設業法(昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号)第 28 条第 3 項又は第 5 項の規

定による営業停止命令を受けている者。

- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合又はその者の一般競争入札参加資格の再認定がなされた場合を除く。
- ⑤ 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項による和議開始の申立てをしている者。
- ⑥ 民事再生法第 21 条の第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされている者。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。
- ⑦ 平成 18 年 4 月 30 日以前に会社法（平成 17 年法律第 86 号）の施行に伴う改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。
- ⑧ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条の規定による破産の申立てを含む。）がなされている者。
- ⑨ 参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から事業者の選定が終了するまでの期間に市から入札参加資格停止の措置を受けている者。
- ⑩ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者。
- ⑪ 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、以下のとおりである。

- ・株式会社 建設技術研究所
- ・株式会社 学校文化施設研究所
- ・シリウス総合法律事務所
- ・永井公認会計士事務所

- ⑫ 2-5 に記載の野洲市余熱利用施設整備 PFI 事業の事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員と資本面又は人事面において関連がある者。なお、実施方針公表日以降に、本事業に関わって、当該委員に接触を試みた者は、入札参加資格を失うものとする。
- ⑬ 法人税、事業税、消費税、地方税を滞納している者。
- ⑭ 入札参加者及び協力企業のいずれかで、他の入札参加者又は協力企業として参加している者。ただし、本市が事業者との基本協定書を締結後、選定されなかった他の入札参加者又は協力企業が、事業者の業務等を支援し、及び協力することは可能である。
- ⑮ 野洲市暴力団排除条例第 6 条に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。

(4) 特別目的会社の設立等

入札参加者は、本事業の事業者を選定された場合、本事業を実施する会社法に定める特別目的会社を本市内に設立することが望ましい。なお事業予定地内に設立することも可とする。

特別目的会社の株式については、事前に書面により本市の承諾を得た場合、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。

(5) 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査書類を受付した日とする。ただし、参加資格を確認後、落札者決定の日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、事業契約締結日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、事業契約を締結しないこととする。

(6) 野洲市入札参加資格者名簿の追加登録

本市の入札参加資格者名簿への登録が済んでいない代表企業、構成企業及び協力企業については、平成 29 年 10 月 31 日までに登録を行うこと。なお、今年度の申請期間は終了しており臨時の受付となるため、申請書類は 8-5 に記載の問合せ先に提出すること。申請要領等は、本市ホームページを参照すること。

(7) 入札参加者及び協力企業の変更

代表企業の変更は認めないが、構成企業及び協力企業については、資格・能力等の面で支障がないと本市が判断した場合には、追加及び変更を可能とする。

2-4 提案書類の取扱い

(1) 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、本市は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本市が事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

(2) 特許権等

提案のなかで特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

2-5 審査及び選定に関する事項

(1) 提案等の審査

事業者の選定は、資格審査及び提案審査により行う。

各審査の主な内容は、次のとおりとする。

資格審査	入札参加者の資格審査
提案審査	事業計画の提案に関する審査 設計業務の提案に関する審査 建設・工事監理業務の提案に関する審査 維持管理業務の提案に関する審査 運營業務の提案に関する審査 入札参加者独自の提案に関する審査 提案価格に関する審査

(2) 選定委員会の設置

事業者の選定に当たり、本市に学識経験者等で構成する選定委員会を設置する。選定委員会は、落札者決定基準や入札説明書等事業者選定に関する書類の検討を行うとともに、入札参加者から提出された提案の審査を行う。

新川 達郎	同志社大学大学院総合政策科学研究科 教授
白井 宏昌	滋賀県立大学環境科学部環境建築デザイン学科 准教授
山本 久子	滋賀弁護士会 副会長
山本 博一	野洲市体育協会 会長
玉本 邦雄	野洲市自治連合会 会長
寺田 実好	野洲市政策調整部長
遠藤 由隆	野洲市環境経済部長

(敬称略)

3. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

3-1 責任分担に関する基本的な考え方

本市と事業者は、それぞれのリスク管理能力に応じて適正にリスクを分担し、互いのリスクに関する負担を軽減することで、より低廉でかつ質の高いサービスの供給を目指すものとする。

3-2 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者のリスク分担の考え方は、資料1に示す「リスク分担表」のとおりであるが、民間事業者からの意見を踏まえた上で、入札説明書等の中で改めて提示する。

3-3 リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

本市及び事業者のいずれかの責めに帰するリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその帰責者が全額負担することとする。

また、いずれの責めにも帰さないリスクが顕在化した場合に生じる費用については、本市と事業者が共同又は分担して負担することとし、その負担方法については事業契約書（案）を前提とし、詳細については入札公告時に示す。

なお、本市及び事業者は、いかなる場合でも、費用の増加、サービス提供の遅延、サービス水準の低下等を最小限に留めるよう相互に協力し、努力するものとする。

3-4 本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

(1) モニタリングの実施

本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準を達成しているか否かを確認するため、本市でモニタリングを行う。

1) モニタリングの時期

本市が行うモニタリングは、設計時、工事施工時、工事完成時、維持管理及び運営時の各段階において実施する。

2) モニタリングの方法

モニタリングは、本市が提示した方法に従って本市が実施する。事業者は、本市からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。

3) モニタリングの結果

モニタリングの結果は、本市から事業者に対して支払われるサービスの対価の算定等に反映され、要求水準書に示されたサービス水準を一定限度下回る場合には、サービスの対価の支払の延期や減額のほか、改善勧告、契約解除等の措置の対象となる。

4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

4-1 立地に関する事項

本施設が立地する事業予定地の前提条件は、次のとおりである。

- ① 事業予定地：野洲市大篠原 3333-2 他 4 筆
(旧野洲クリーンセンター跡地、野洲市体育センター及び周辺地)
- ② 敷地面積：

旧野洲クリーンセンター跡地	10,171 m ²
野洲市体育センター	7,038 m ²
その他	2,245 m ²
合計	19,454 m ²

(平場面積：約 9,500 m² 法面面積：約 10,000 m²)
- ③ 法的条件：
 - i) 市街化調整区域（風致地区）
(建ぺい率 40%、容積率：指定なし、建物高 15m 以下、
壁面後退 道路 2m、その他 1m 以上、緑化率 15%以上、
法面 5m 以下)
 - ii) 高度地区及び日影規制は対象外
- ④ 接続道路：幅員約 6.0m（野洲クリーンセンター線）
- ⑤ 給水：北側の市道境界沿いに接続
- ⑥ 排水：野洲クリーンセンター線の幹線φ150 に接続すること
- ⑦ ガス：都市ガス未整備
- ⑧ 電気・通信：野洲市体育センター敷地境界沿いの電柱（成橋 68）から供給
- ⑨ その他：
 - i) 新野洲クリーンセンターへの搬入車両に配慮し、設置工事中は交通誘導員を配置する必要がある。
 - ii) 果樹園等が存在するため、周辺環境の汚染等がないよう配慮する必要がある。また、進入道路として国道 8 号を利用するが、朝夕の時間帯は近接する工場への通勤者への配慮が必要となる。
 - iii) 敷地内には防火水槽が残置されているため、消防協議の上、適切に移設する必要がある。

4-2 施設要件

(1) 基本的考え方

本施設の基本的な諸室構成については、以下のものが想定される。なお、規模、設計要件等の詳細については、要求水準書に提示する。

区分	諸室等
温水プール	25m プール（8コース以上を基本とする）、子ども用プール、プールサイド、採暖室、器具庫、更衣室、救護室、監視室、談話室、観覧スペース
温浴施設	浴室、更衣室
特産物販売施設	農産物等小売・物販施設、倉庫等
提案施設	トレーニングジム、スタジオ、カフェ等の飲食店、売店、キッズランド等

※別途、管理諸室、共用部、外構等を含む。

5. 事業計画等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画、基本協定又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、事業契約に定める具体的措置を行うこととする。

また、事業契約に関する紛争については、大津地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

6-1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約に定める事由ごとに、本市又は事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。

6-2 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

- ① 事業者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本市は、事業契約を解約することができる。
- ② 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業の継続が困難と合理的に認められる場合、本市は、事業契約を解約することができる。
- ③ 前 2 号により事業契約が解約された場合、事業契約に定めるところに従い、本市は事業者に対して、違約金及び損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

6-3 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

- ① 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解約することができる。
- ② 前号により事業契約が解約された場合、事業契約に定めるところに従い、事業者は本市に対して、損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

6-4 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合の措置

- ① 不可抗力その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者の双方は、事業継続の可否について協議を行うものとする。
- ② 一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に、事前に書面でその

旨を通知することにより、本市又は事業者は、事業契約を解除することができるものとする。

- ③ 前号の規定により本市又は事業者が事業契約を解除した場合の措置は、事業契約の定めるところに従うものとする。
- ④ 不可抗力の定義については、入札説明書等公表時に示す。

6-5 金融機関と本市の協議（直接協定）

本市は、本事業の安定的な継続を図るために、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者に資金提供を行う金融機関等の融資機関又は融資団と協議を行い、当該融資機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

7-1 法制上の措置

本事業に関する法制上の優遇措置等は想定していない。

7-2 税制上の措置

本事業に関する税制上の優遇措置等は想定していない。

7-3 財政上及び金融上の支援

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合、本市は、これらの支援を事業者が受けることができるよう努めるものとする。

なお、本市は、事業者に対する出資等の支援は行わない。

8. その他特定事業の実施に関し必要な事項

8-1 本事業において使用する言語

本事業において使用する言語は、日本語とする。

8-2 議会の議決

本市は、債務負担行為の設定に関する議案を平成 29 年 8 月定例会市議会に、また、事業契約の締結に関する議案を平成 30 年 6 月定例会市議会に提出する予定である。

8-3 入札に伴う費用負担

入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

8-4 実施方針に関する説明会及び質問・意見の受付等

(1) 実施方針に関する質問及び意見の受付

本市は、実施方針に関する質問及び意見を、以下のとおり受け付ける。

- ① 受付期間：平成 29 年 8 月 23 日（水）～9 月 1 日（金）
- ② 受付方法：実施方針質問意見書に必要事項を記載の上、8-5 に記載の問合せ先に E メールにより提出すること。

(2) 実施方針に関する質問及び意見への回答

本市は、実施方針に関する質問及び意見への回答を特定事業の選定時までに本市ホームページにおいて公表する。なお、提出された質問及び意見への回答は、質問者及び意見者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該質問者及び意見者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあると認められるものを除き公表する。

(3) 実施方針に関する説明会等

本市は、本事業への参加を予定している者に対し、本実施方針に関する説明会及び事業予定地現地見学会を以下のとおり実施する。

- ① 開催日時：平成 29 年 8 月 30 日（水）9:30～10:30
- ② 開催場所：新野洲クリーンセンター及び事業予定地
- ③ 受付方法：「説明会申込書」に必要事項を記載の上、8-5 に記載の問合せ先に E メールにより提出すること。

(4) 実施方針に関する個別対話

事業者の意見を聴取し、必要に応じて特定事業の選定や入札説明書等に反映することを目的として、本市と事業者との個別対話を実施する。

- ① 開催日時：平成 29 年 8 月 30 日（水）11:00～
- ② 開催場所：新野洲クリーンセンター
- ③ 参加資格：本事業の入札参加者となることを予定している事業者とし、参加人数は 3 名以内とする。なお、入札参加グループの組成を予定している複数社で出席することも可とし、この場合の参加人数は合計で 5 名以内とする。
- ④ 申込方法：8-5 に記載の問合わせ先に、原則 E メールにより提出すること。開催場所と日時の確定等については、参加申込のあった事業者全てに個別に連絡する。
- ⑤ 位置づけ等：個別対話の内容は、事業者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものを除き、特定事業の選定時までに本市ホームページにおいて公表する。

(5) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、本市ホームページを通じて適宜行う。

(<http://www.city.yasu.lg.jp>)

8-5 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

野洲市環境経済部環境課野洲クリーンセンター整備室

住 所：〒520-2313 滋賀県野洲市大篠原 3335 番地

電 話：077-588-0568

FAX：077-586-2150

E-mail：clean@city.yasu.lg.jp

なお、実施方針等の内容について電話での直接回答は行わない。

資料 1：リスク分担表

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
1	入札関連書類	入札説明書等の入札関連書類の誤り・変更	●	
2	応募費用	応募費用に関するもの		●
3	契約締結	本市事由による契約締結の遅延、締結不能	●	
4		事業者事由による契約締結の遅延、締結不能		●
5	議会・行政	PFI 契約に関する議会承認が得られない場合、本市の政策転換による事業開始遅延・事業中断・事業契約解除等	●	
6	税制度	事業者の利益に係る税制度の新設・変更等		●
7		上記以外のもの(消費税の変更を含む)	●	
8	法制度	本事業に直接関わる法制度の新設・変更等(許認可・公的支援制度の新設・変更等を含む)	●	
9		上記以外のもの		●
10	許認可 ※制度変更は法 制度リスクに含む。	事業者が取得すべき許認可の未取得、取得遅延・失効		●
11		上記のうち、本市が担う役割(資料提供等)の不履行に起因するもの	●	
12		本市が取得すべき許認可の取得遅延・失効	●	
13		上記のうち、事業者が担う役割(資料提供等)の不履行に起因するもの		●
14	公的支援制度 ※制度廃止や条 件変更等は法制 度リスクに含む	本市が獲得すべき公的支援制度の獲得不可又は条件変更	●	
15		上記のうち、事業者が担う役割(資料提供等)の不履行に起因するもの		●
16	住民対応	本事業の実施に係る周辺住民等の反対運動、要望等による計画遅延、条件変更、費用の増大等	●	
17		事業者が実施する業務に起因するもの		●
18	環境問題	調査、設計、建設、維持管理・運営における騒音、振動、地盤沈下、有害物質の排出、漏洩等、環境保全に関する対応		●
19	第三者賠償	事業者の事由による第三者への賠償		●
20		本市の事由による第三者への賠償	●	
21		上記以外の第三者等の事由による第三者への賠償	●	▲
22	不可抗力	天災、暴動等の不可抗力による事業の中断・中止に伴う設計・建設・維持管理・運営に係る費用の増加その他の損害	●	▲
23	金利変動	設計・建設期間(基準金利の設定時点まで)の金利変動		●
24		維持管理・運営期間中の金利変動 ※一定周期で基準金利の見直しを予定	●	●
25	物価変動	運営開始までの物価変動に伴う事業者の費用の増加	▲	●
26		維持管理・運営期間中の急激な物価変動(インフレ・デフレ)に伴う事業者の費用の増減	●	▲
27	要求水準	事業者の実施する設計、建設、維持管理、運營業務の性能未達や瑕疵、不履行によるもの		●
28		上記以外のもの	●	

●は主分担、▲は従分担を表す。

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
29	共通 インフラ供給	事業者の事由によるもの		●
30		本市の事由によるもの（本市が供給元の場合を含む）	●	
31		供給元等の第三者的な事由によるもの	●	
32	共通 債務不履行	本市の債務不履行による事業中断・中止	●	
33		事業者の債務不履行による事業中断・中止		●
34	共通 事業の中断	本市の契約不履行に起因する事業契約解除に伴う損害	●	
35		事業者の契約不履行に起因する事業契約解除に伴う損害		●
36		法令変更等、両者の事由によらない事業中断に伴う損害	●	●
37	設計・建設段階 測量・調査	本市が実施した測量・調査に関するもの	●	
38		事業者が実施した測量・調査に関するもの		●
39	設計・建設段階 設計	本市が提示した条件の誤りや要求事項の変更などによる設計変更に伴う費用の増大、工期の遅延など	●	
40		事業者の設計に係る瑕疵による費用の増大、工期の遅延など		●
41	設計・建設段階 地下埋設物	予め想定し得ない地下埋設物の顕在化による対応費用の増加や工期の遅延等	●	
42		調査資料等で予見できることに関するもの		●
43	設計・建設段階 土地の瑕疵	土地の瑕疵（土壌汚染等）に起因する対応費用の増加や工期の遅延等	●	
44		提示条件の誤りや本市の追加指示、本市の事由による工事費の増大	●	
45	設計・建設段階 工事費用増大	事業者の見積りの誤りや下請け・雇用者の不正行為など事業者の事由による費用の増大		●
46		本市の事由による工期の遅延	●	
47	設計・建設段階 工期遅延	事業者（下請業者を含む）の事由による工期の遅延		●
48		施設完成前に市が発案した軽微な変更		●
49	設計・建設段階 計画変更	施設完成後に市が発案したレイアウト等の変更・改修	●	
50		本市の事由による施設の損害	●	
51	設計・建設段階 引渡前施設損害	事業者の事由による施設の損害		●
52		上記以外の第三者等の事由による施設の損害	●	▲
53	設計・建設段階 工事監理	工事監理の不備によるもの		●
54	設計・建設段階 一般的損害	設備・原材料の盗難、事故による第三者への賠償等に関するもの		●
55	設計・建設段階 引渡し手続き	施設の引渡しの手続きに伴う諸費用に関するもの		●

●は主分担、▲は従分担を表す。

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
56	維持管理・運営費用 上昇	本市の指示による維持管理・運営業務の変更等に起因する維持管理・運営費の増大	●	
57		事業者の計画・見積の誤りなど、事業者の事由による維持管理・運営費用の上昇(物価変動は除く)		●
58	支払遅延	本市の事由による事業者へのサービスの対価の支払遅延・滞納	●	
59	計画変更	本市の事由による事業実施条件の変更	●	
60		事業者の提案・要望による維持管理・運営業務の変更に関するもの		●
61	需要の変動	本施設の一般利用に係る利用者数の大幅な増減に関するもの		●
62		各種教室等、物品販売等に係る需要の大幅な変動に関するもの		●
63	運営中の事故リスク	一般利用による利用者の事故		●
64	エネルギー供給	新野洲市クリーンセンターの運転状況の変化によるエネルギー供給に関するもの	●	
65	施設損害	事業者の事由による施設の損害		●
66		本市の事由による施設の損害	●	
67		上記以外の第三者等の事由による施設の損害	●	▲
68	施設瑕疵	建設の構造に補修を要する瑕疵が見つかった場合		●
69	施設譲渡	本市に施設・設備を譲渡する際に、各種サービスが継続可能な状態にするための費用		●
70	移管 事業の終了手続	事業期間終了に伴う業務移管、事業者清算等の事業者が実施すべき事業の終了手続きの不備による損害		●

●は主分担、▲は従分担を表す。

様式 1 : 実施方針等に関する質問及び意見書

様式1-1

平成 年 月 日

実施方針に関する質問及び意見書

「野洲市余熱利用施設整備運営事業」実施方針について、以下のとおり質問及び意見書を提出します。

会社名	
部署	
担当者氏名	
電話番号	
FAX番号	
E-mail	

- * 質問及び意見の数に制限はありませんので、必要に応じて各シートの行を追加して記載してください。
- * エクセルで作成の上、E-mailの添付ファイルとしてお送りください。【アドレス】clean@city.yasu.lg.jp

様式1-2

実施方針 質問記入欄

No	頁	1	1.1	(1)	1)	①	a)	a	項目等	質問内容
1										
2										

様式1-3

実施方針 意見記入欄

No	頁	1	1.1	(1)	1)	①	a)	a	項目等	意見内容
1										
2										